

令和2年

期間 令和2年12月14日(月)~12月23日(水)

年末の交通安全県民運動

つくろうよ 事故なし
笑顔の鳥取県



運動の重点

- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶
- 横断歩道における歩行者保護の徹底

12月15日(火)は「交通安全にみんなで参加する日」及び「交通マナーアップ強化日」

主唱 鳥取県交通対策協議会

年末の交通安全県民運動実施要綱

目的

この時期は、一年を通じて最も日暮れが早く、降雪等による道路環境の悪化による交通事故や、忘年会等で飲酒する機会が増えることで飲酒運転による交通事故の発生が懸念される。

このようなことから、夕暮れ時夜間における反射材用品の着用や、前照灯の早期点灯、また、飲酒運転の根絶等を推進するなど、広く県民に交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故防止の徹底を図る。

重点

- 1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 横断歩道における歩行者保護の徹底

期間

令和2年12月14日（月）から23日（水）までの10日間

交通安全日

12月15日（火）
交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日

スローガン

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

【歩行者・自転車利用者は】

- 夕暮れ時や夜間は「車から見えにくい」ことを意識し、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。
- 自転車の前照灯点灯とヘルメットを着用し、一時停止や安全確認等を実践し安全に利用しましょう。
- 自転車の点検整備と、万が一の交通事故に備え、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。



【運転者は】

- 夕暮れ時や夜間は、歩行者や自転車が見えにくくなるので、前照灯を早期に点灯し、安全な速度で通行するなど、ゆとりのある運転に努めましょう。
- 夜間は、対向車や先行車がないときは、走行用前照灯（ハイビーム）を適切に使用しましょう。

【家庭・地域・学校等では】

- 各種会合や回覧板等を利用して、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発していることを周知し、外出時の反射材用品の着用等と呼びかけましょう。
- 児童・生徒に対し、反射材用品や明るい目立つ色の服装などの着用効果等を理解させる交通安全教室等を開催しましょう。
- 下校時には、交通安全ボランティア、学校関係者等と連携し、学校周辺や通学路での交通安全指導等を推進しましょう。

【関係機関・団体・職場等では】

- 街頭活動等を通じて、歩行者や自転車利用者に対する反射材用品の配布活動や交通安全指導を推進しましょう。
- 夕暮れ時の前照灯の早期点灯と夜間の走行用前照灯（ハイビーム）の適切な活用について、広報啓発しましょう。
- 自転車安全利用5則の遵守、ヘルメットの着用、前照灯の点灯等や自転車損害賠償保険等への加入促進を図りましょう。



**自転車乗車時は
ヘルメットを
着用しましょう。**

2 自転車の安全利用の推進

【自転車利用者は】

- 自転車は車両であることを自覚し、車道は左側を通行すること、交差点での信号遵守と一時停止等、交通ルール遵守を実践して安全に利用しましょう。
- 乗車中の交通事故による被害を軽減するため、自転車を利用するときはヘルメットを着用しましょう。
- 交通事故を起こした場合、高額賠償事例が相次いでいることから、万が一に備え自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

【家庭・地域では】

- 自転車は車両であることを確認しあって、車道では左側を通行することや交差点での信号遵守と一時停止等、交通ルール遵守を話し合いましょう。
- 自転車利用時のヘルメット着用と子どもが自転車に乗るときや自転車に乗せるときは、ヘルメットを着用させましょう。
- 家庭や地域の会合で、自転車利用者も交通事故の「加害者」になり得ることなど、自転車事故が招く責任の重大さなどについて話し合い、自転車損害賠償保険等への加入を促進しましょう。

【学校では】

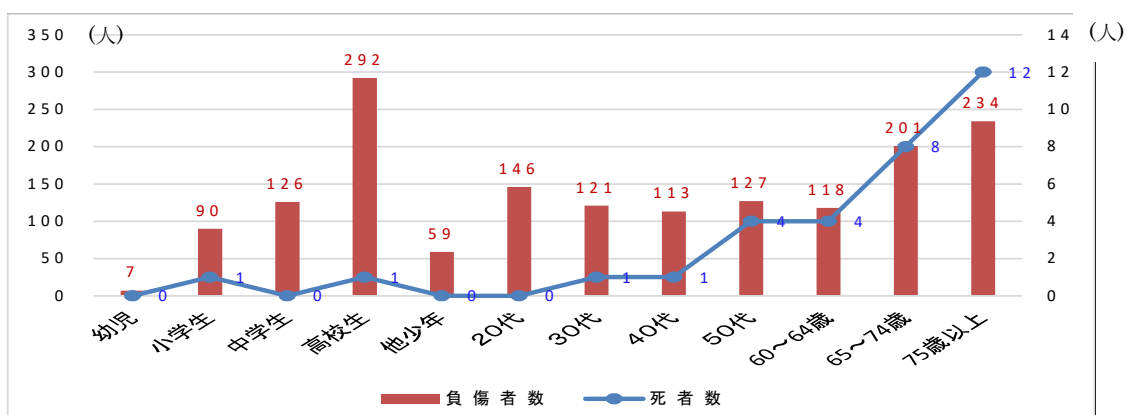
- 自転車は車両であり、道路を通行するときは、車道では左側を通行することや交差点での信号遵守と一時停止等を指導しましょう。
- 児童・生徒に対して、年齢などに応じて自転車の安全利用について指導するとともに、交通事故の被害を軽減するために、ヘルメットの着用について指導しましょう。
- 自転車乗車中、交通事故を起こした場合に、高額賠償事例が相次いでいることから、万が一に備え自転車損害賠償保険等への加入を促進しましょう。



【関係機関・団体・職場等では】

- 自転車は車両であることを朝礼等で周知し、車道は左側を通行すること、交差点での信号遵守と一時停止等、交通ルール遵守を指導しましょう。
- 自転車ヘルメット非着用は、着用時と比較して約 2.4 倍も致死率が増加することから、自転車通勤者のヘルメット着用について広報啓発を推進しましょう。
- 自転車利用者の交通事故による、高額賠償事例が相次いでいることから、自転車損害賠償保険等への加入について広報啓発を推進しましょう。

【自転車交通事故の年齢層別死傷者数（平成22年～令和元年）】



3 飲酒運転の根絶

【運転者・その周りの人は】

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 飲酒を伴う会合等には公共交通機関を利用しましょう。また、飲酒運転の車への同乗はやめましょう。
- グループで自動車により飲食店等へ行く場合は、「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。

【家庭・地域では】

- 家庭や地域の会合等では、飲酒運転の危険性・悪質性、事故の悲惨さ・責任の重大さなどについて話し合い、飲酒運転は絶対にしないことを徹底しましょう。
- 飲酒を伴う会合等には車で行かないよう、お互いに声を掛け合い飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 車両を運転する人には、絶対に酒類を勧めないようにしましょう。

【酒類提供業者は】

- 運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動への参加を呼びかけましょう。



【関係機関・団体・職場等では】

- 各種広報媒体を活用し飲酒運転事故の悲惨さなどを広報啓発し、飲酒運転の根絶に向けた地域・職場・家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりをしましょう。
- 視聴覚教材（DVD）や飲酒疑似体験ゴーグル等を活用した、飲酒運転根絶に向けた教育の推進を図りましょう。
- 飲食店や酒類販売店等と連携したハンドルキーパー運動の普及促進を図りましょう。

4 横断歩道における歩行者保護の徹底

「信号機のない横断歩道における一時停止率」鳥取県は約2割です！

※JAF調べ

守らなければ…
違反です！

【道路交通法第38条第1項】



【運転者は】

- 信号機のない横断歩道付近は減速して歩行者の有無を確認しながら運転しましょう。
- 信号機のない横断歩道で横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止しましょう。

「信号のない横断歩道」の車の停止率

	令和2年	令和元年	平成30年
鳥取県	22.0% (22位)	24.8% (12位)	25.6% (5位)
島根県	43.2% (5位)	41.2% (4位)	26.5% (4位)
全国	21.3%	17.1%	8.6%

【関係機関・団体・職場等では】

- 運転者に対して、歩行者への「ゆずり合い、思いやり運転」を推進するため、各種広報媒体を活用し広報啓発を図りましょう。
- 朝礼等では思いやり運転の実践、横断歩道での歩行者優先について指導しましょう。

問い合わせ先

鳥取県交通対策協議会

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 電話(0857)26-7159 ファクシミリ(0857)26-8171